



平成27年5月22日

各 位

会 社 名 : 日本化薬株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 萬代 晃
コード番号 : 4272 東証一部
問 合 せ 先 : 広報IR部長 舟橋 弘道
(電話: 03-6731-5237)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第158回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日から施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

- ①責任限定契約を締結できる者の範囲が非業務執行取締役および監査役に拡大されることに伴い、現行定款第26条(社外取締役との間の責任限定契約)および第32条(社外監査役との間の責任限定契約)を、変更案のとおり所要の変更を行うものであります。
- ②株主総会に提出される会計監査人の選任等に関する議案の内容に係る決定権が、取締役会から監査役会に移譲されることに伴い、現行定款第33条(会計監査人の選任)を変更案のとおり所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第26条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	平成27年6月25日(木曜日)

以上

(別紙) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。(以下、略)</p>	<p>(取締役との間の責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。(以下、略)</p>
<p>(<u>社外監査役との間の責任限定契約</u>) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。(以下、略)</p>	<p>(監査役との間の責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。(以下、略)</p>
<p>(会計監査人の選任) 第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。 <u>取締役社長</u>は、会計監査人の選任に関する議案を<u>株主総会に提出する</u>には、<u>監査役会の同意を得なければならない</u>。</p>	<p>(会計監査人の選任) 第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。 <u>監査役会</u>は、会計監査人の選任に関する議案の<u>内容を決定する</u>。</p>